

議案第 80 号

羽曳野市防災会議条例及び羽曳野市災害対策本部条例の一部を
改正する条例の制定について

羽曳野市防災会議条例及び羽曳野市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

平成 24 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正により、防災会議及び災害対策本部の役割の見直しが図られたことに伴い、防災会議の所掌事務及び委員構成の整備を行うとともに、その他所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市防災会議条例及び羽曳野市災害対策本部条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市防災会議条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 281 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削り、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「もつて」を「もって」に改め、同条第 5 項中「26 人」を「31 人」に改め、「の各号」を削り、「もつて」を「もって」に改め、同項第 6 号中「柏原・羽曳野・藤井寺消防組合」を「柏原羽曳野藤井寺消防組合」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5 人以内

第 3 条第 6 項中「前項第 7 号」の次に「及び第 8 号」を加える。

第 5 条の見出しを「(議事等)」に改め、同条中「はかつて」を「諮って」に改める。

(羽曳野市災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市災害対策本部条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 282 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 23 条第 7 項」を「第 23 条の 2 第 8 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「もつて」を「もって」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号において最初に任命された委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

羽曳野市防災会議条例 新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第 3 条 防災会議は、会長及び委員を<u>も</u> <u>って組織する。</u></p> <p>2 会長は、市長を<u>も</u>って充てる。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 委員は <u>31 人</u>以内とし、次に掲げる者をも<u>って</u>充てる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長及び消防団長</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u> <u>5 人以内</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第 3 条 防災会議は、会長及び委員を<u>も</u> <u>って組織する。</u></p> <p>2 会長は、市長を<u>も</u>って充てる。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 委員は <u>26 人</u>以内とし、次の各号に掲げる者をも<u>って</u>充てる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>柏原・羽曳野・藤井寺消防組合消防長及び消防団長</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>6 前項第 7 号の委員の任期は、2 年とす</p>

<p>6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>7 省略</p> <p>第 4 条 省略</p> <p><u>(議事等)</u></p> <p>第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に<u>諮って</u>定める。</p> <p>以下省略</p>	<p>る。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>7 省略</p> <p>第 4 条 省略</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に<u>はかつて</u>定める。</p> <p>以下省略</p>
--	---

羽曳野市災害対策本部条例 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)<u>第23条第2第8項</u>の規定に基づき、羽曳野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 省略</p> <p>(現地災害対策本部)</p> <p>第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者を<u>もって</u>充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、羽曳野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 省略</p> <p>(現地災害対策本部)</p> <p>第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者を<u>もつて</u>充てる。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>